

別添

基発第 0702004 号

平成 16 年 7 月 2 日

(関係団体の長) 殿

厚生労働省労働基準局長

### 蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について

日頃から労働安全衛生行政の推進に格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、左官工事等における作業性の向上等のために、蛇紋岩を粉碎したモルタル混和材が種々販売されておりますが、それらのほとんどは石綿を含まない「無石綿製品」等として販売しております。しかしながら、現在最も広く行われている X 線回折を用いた分析法では、蛇紋石を構成するクリソタイル（石綿）とアンチゴライト及びリザルダイト（いずれも非石綿）がそれぞれ当該成分の含有を示すピークをほぼ同じ位置に持つため、クリソタイルが入っているにもかかわらず、アンチゴライト等であると判定されていることが懸念されています。

（独）産業医学総合研究所等において、市販されているいくつかの蛇紋岩系モルタル混和材について、鉱物の結晶水の脱水温度の違いを利用した微分熱重量法（以下「DTG 法」という。）により分析を行ったところ、「無石綿」、「ノンアスペスト」等と表示された商品の中に、相当量の石綿を含有するものがあるとの結果が得られました。

厚生労働省では、こうした状況にかんがみ、中央労働災害防止協会に「左官用モルタル混和材中の石綿含有率の測定方法等に関する検討会」を設置してこの問題について検討してまいりました。この度その報告書が別添のとおり取りまとめられ、蛇紋岩中のクリソタイル、アンチゴライト及びリザルダイトを区別して定量分析する方法として、DTG 法が有効であるとの結論を得たところです。

蛇紋岩系モルタル混和材を取り扱う作業は、乾燥した粉体をモルタルセメントに混ぜる作業を伴うものであり、その発じん量が極めて多く、クリソタイルを含有する場合、労働者が当該粉じんを吸入するおそれが高いものであり、また、「無石綿」等と表示されているため取り扱っている労働者が充分なばく露防止措置を講じていないことが予想され、石綿による健康障害の発生が極めて憂慮されています。

このため、厚生労働省では製造事業者等に対する周知等を実施しておりますが、貴団体におかれましても下記の事項につき、傘下会員事業場等に対し周知徹底をいただきたくお願い申し上げます。

## 記

- 1 現在使用している蛇紋岩系左官用モルタル混和材について、「無石綿」、「ノンアスベスト」等と表示されている製品も含めて、製造・販売者等に対して、別紙1の方法によりクリソタイル（石綿）の含有が認められないことが明らかになったものであるかどうか確認すること。  
なお、厚生労働省が現在までに把握した石綿含有製品については別紙2のとおりであり、今後把握したものは別途リストを通知するものであること。
- 2 別紙2に該当する等現在使用している蛇紋岩系左官用モルタル混和材が石綿を含有するものであることが明らかになった場合には、労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づき、その表示を「石綿含有」等に改めるとともに、製造・販売者等に対し化学物質等安全データシート（M S D S）の交付を要求すること。
- 3 蛇紋岩系左官用モルタル混和材については、別紙1の方法により石綿の含有が認められないことが確認された製品への代替化を促進すること。
- 4 石綿を含有することが明らかになった製品を使用する場合には、特定化学物質等障害予防規則等の関係規定に基づくばく露防止対策をとるとともに、関係労働者に対して化学物質等安全データシート（M S D S）により得られた情報等をもとに石綿による健康障害予防のための労働衛生教育を実施すること。

別紙 1

蛇紋岩中のクリソタイル定量方法



別紙2

石綿を含有することが明らかになった左官用モルタル混和材一覧  
(平成16年6月現在までに把握したもの)

- 1 「モルスター」 モルタル及び補修材用混和材
- 2 「ノンアスエース」 補修用混和材
- 3 「NSハイパウダーⅡ」 非石綿系作業性改良材
- 4 「サンモール」 セメント混和材
- 5 「ハイワーク」 しごき・補修用混和材
- 6 「ニューコテエース」 左官用作業改良材
- 7 「ビルエース」 補修用混和材